

要望受付中の物件一覧

| 整理番号 | 所在地 | 口座名 | 区分 | 面積 (平方メートル) | 用途地域 | 利用可能 期間 | 利用条件等 | 担当官署名 | 担当課名 | 担当者の連絡先 | 備考 |
|------|-------------------------|-----------|----|---|--------------|------------------------------|--|---------|-----------------|----------------------|--|
| 1 | 広島市安佐北区可部4丁目12-23 | 可部区検察庁 | 建物 | 41.5 | 第二種住居地域 | 利用申請時に要相談 | 会議室(20.6㎡)、倉庫(6.4㎡)及び湯沸室(14.5㎡)のいずれかで、かつ、利用頻度の低い書類や物品等の倉庫としての利用に限る。なお、倉庫として使用する場合であっても、積載荷重を考慮する必要があることから、その点についても要相談。 | 広島地方検察庁 | 会計課 | 082-221-2455 (直通) | 担当 国有財産係 |
| 2 | 府中市鶴飼町542番地39 | 府中区検察庁 | 建物 | 38.2 | 準工業地域 | 利用申請時に要相談 | 階段下倉庫(11.4㎡)及び倉庫(26.8㎡)のいずれかで、かつ、利用頻度の低い書類や物品等の倉庫としての利用に限る。 | 広島地方検察庁 | 会計課 | 082-221-2455 (直通) | 担当 国有財産係 |
| 3 | 庄原市西本町1丁目19-5 | 庄原区検察庁 | 建物 | 19.34 | 第一種住居地域 | 利用申請時に要相談 | 倉庫(6.34㎡、7.29㎡、5.71㎡)のいずれかで、かつ、利用頻度の低い書類や物品等の倉庫としての利用に限る。 | 広島地方検察庁 | 会計課 | 082-221-2455 (直通) | 担当 国有財産係 |
| 4 | 鳥取県境港市佐斐神町字戸ノ口1192番1 | 美保飛行場周辺地区 | 土地 | 452,955.33㎡ (保安上等の理由により使用許可出来ない一部地域を含む。) | 指定なし | 原則として5年以内の使用許可期間を除き、特段の定めなし。 | ・航空機騒音が特に著しい地域として指定された区域であるため、居住の目的では使用できない。 ・現状回復が容易な使用に限る。(駐車場、家庭菜園、資材置き場等。) | 中国四国防衛局 | 企画部施設管理課 | 082-223-7166 | ・中国四国防衛局ホームページにおいて、対外的な周知のためのお知らせを掲載中。 ・関係自治体に対し、説明済み。 ※航空機騒音が特に著しい地域として指定の上、本来は緩衝地帯として管理。 |
| 5 | 島根県邑智郡川本町川本301-2 | 川本地方合同庁舎 | 建物 | 759.87 | 第二種住宅地域 | 利用申請時に要相談 | 2階フロア691.27㎡、1階フロア68.60㎡が活用可。 | 島根労働局 | 総務部総務課 | 0852-20-7008 | エレベータ休止中 空調使用不可(利用者が空調機を導入すること) |
| 6 | 岡山県岡山市中区藤原西町2-241-1 | 旭川出張所 | 建物 | 50.00 | 第1種中高層住居専用地域 | 利用申請時に要相談 | 利用頻度の低い書類や物品等の倉庫としての利用に限る。また、入退室は開庁時間帯に限る。別棟1棟は旧発電機室。利用目的は要相談。 | 岡山河川事務所 | 経理課 | 086-223-4473 | 1階の一部(1室) 別棟1棟 |
| 7 | 山口県岩国市新港町3-4001-2 | 岩国港湾合同庁舎 | 建物 | 123.87 | 準工業地域 | 国が新たに必要とするまで | 特殊事情無し 利用は別途協議 | 門司税関 | 総務部会計課 国有財産係 | 050-3530-8325 | 3階の一部(4室) |
| 8 | 山口県熊毛郡平生町大字曾根字西水場209-19 | 平生出張所庁舎 | 建物 | 74.75 | 準工業地域 | 国が新たに必要とするまで | 特殊事情無し 利用は別途協議 | 門司税関 | 総務部会計課 国有財産係 | 050-3530-8325 | 2階の一部(2室) 1室には流し台、殺菌層、くん蒸設備有 |
| 9 | 山口県下関市東大和町1-7-1 | 下関港湾合同庁舎 | 建物 | 434.00 | 商業地域 | 国が新たに必要とするまで | 特殊事情無し 利用は別途協議 | 門司税関 | 総務部会計課 国有財産係 | 050-3530-8325 | 1階の一部(1室) 3階の一部(3室) 5階の一部(6室) P1階の一部 1室には厨房器具有 |
| 10 | 山口県下関市東大和町2丁目29-1 | 下関港湾事務所庁舎 | 建物 | 95.19 | 工業地域 | 国が新たに必要とするまで | ・利用申請時に要相談。 ・開庁日・時間内での利用に限る。 ・当局の使用予定が入った場合は許可を取り消す事がある。 | 九州地方整備局 | 総務部経理調達課 財産係 | 092-418-3345 | 1階の一部(1室) (約30㎡の3室へ分割利用可能) |